



1

日医発第 1611 号 (医経)
令和 8 年 1 月 6 日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎
(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更し、令和 8 年 1 月 5 日以降の貸付から適用する旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、独立行政法人福祉医療機構の貸付利率は以下の Web サイトにも掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/hp/kinri-tabid-67/>

企企第1224001号
令和7年12月25日

日本医師会

会長 松本 吉郎様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 松繩 正
(公印省略)

独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、令和8年1月5日以降の貸付けから適用することとしましたので通知いたします。

10年定期毎会員見直し(当初10年)

貸付の対象となる条件や借入日は手続等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

【設置 施借資金 (保証無期入資金を除く)】		独立行政法人福祉医療機構 (医療貸付) 主要貸付利率表																												
10年以内		11年用 11年用 12年用 12年用 13年用 13年用 14年用 14年用 15年用 15年用 16年用 16年用 17年用 17年用 18年用 18年用 19年用 19年用 20年用 20年用 21年用 21年用 22年用 22年用 23年用 23年用 24年用 24年用 25年用 25年用 26年用 26年用 27年用 27年用 28年用 28年用 29年用 29年用 30年用 30年用 31年用 31年用 32年用 32年用 33年用 33年用 34年用 34年用 35年用 35年用 36年用 36年用 37年用 37年用 38年用 38年用																												
施設・事業の種類		10年以内	11年用	12年用	13年用	14年用	15年用	16年用	17年用	18年用	19年用	20年用	21年用	22年用	23年用	24年用	25年用	26年用	27年用	28年用	29年用	30年用	31年用	32年用	33年用	34年用	35年用	36年用	37年用	38年用
1 病院	新規資金・年率留成資金	2.000%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	
	乙種改変資金(※1)	2.500%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	
2 病院	新規資金・年率留成資金	2.000%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	
	乙種改変資金(※1)	2.500%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	
3 介護老人保健施設・介護施設		2.100%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	2.200%	
4 助産所・医療助産施設		2.500%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	2.600%	
5 地域医療介護保険金に基づく統合改変金を伴う施設(※2)		1.900%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	2.000%	
6 國家改修引当区分において国際改修特別会計に算入された事業実施主体が行う事業		2.000%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	2.100%	

※1. 一次の生産事業に係る医療施設資金の貸付手続は、新規資金・甲種改変資金の料率を適用します。

・簡易化又は簡易化基準を行なう病院・他の医療機関をさす施設(改修する場合は限る)・地域医療機能にに基づく診療の増設

※2. 当初15年間の適用年会員があり、66日以降は割引料率における新規資金・甲種改変資金の利率を適用します。

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.150%」 となります。

【備考】 1. 利率の適用にあつての詳細は、担当窓口までお問合せください。

1) 次の生産事業に係る貸付利率に、一部割引料率の低いものと併合して下さい。

・新規資金・津波改変としての高額料率・介護老人保健施設・介護施設・病院・診療所の改修設備簡略化に伴う差額

・介護老人保健施設のスリック・病院・都市部における震災改修の改修料率・保険料率の改修料率・改修料率の改修料率

2) 保物質組に委する資金のうち借入会員をもつての改修料率が合計で下記です。